

## 東京医療保健大学 学修ポートフォリオ要綱

2022年9月13日  
学長決定

(目的)

**第1条** この要綱は、学修ポートフォリオに関して必要な事項を定め、もって学修成果の可視化を推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、「学修ポートフォリオ」とは、学部 に在籍する学生の学修成果を学年単位で要約し、その要約を学修管理システム(以下「LMS」という。)に蓄積し、各学生及びその学生を担当する教職員が利用できる電磁的記録をいう。

(学修ポートフォリオの作成)

**第3条** 学部及び学科(以下「学部等」という。)の長は、自らの学部等における学修ポートフォリオの様式を学年ごとに作成し、教授会の議を経て学長に届け出るものとする。

(学修ポートフォリオへの入力)

**第4条** 学修ポートフォリオの入力は、各学生が行うものとする。

- 2 学部等の長は、特に必要がある場合は、教授会の議により、前項以外の者に学修ポートフォリオへの入力を認めることができる。この場合、履修の手引きその他の説明資料において入力を行う者について説明するとともに、入力を行った場合は入力者及び入力日を明示するものとする。

(学修ポートフォリオの参照)

**第5条** 前条第1項により入力されたポートフォリオは、当該学生のほか、当該学生に対する学修上の指導及び助言を担当する教員、及び当該学生に対する学修支援上の指導及び助言を担当する事務職員が参照できる。

- 2 学部等の長は、特に必要がある場合は、教授会の議により、前項以外の者に学修ポートフォリオの参照権限を与えることができる。この場合は、履修の手引での周知又は、その他の方法により学生に周知するものとする。

(アクセス制御等)

**第6条** 前2条の入力及び参照の権限について、物理的なアクセス制御は行わない。

- 2 学長は、特に必要があると認めるときは、学修基盤推進室長にポートフォリオのアクセス履歴その他の利用実態を調査させることができる。
- 3 学長は、法令に基づく請求があった場合を除き、学生及び教職員からの前項にかかる調査結果の開示請求には応じないものとする。

(ICT授業ツール運用管理者への委任)

**第7条** この要綱に定める学長の権限は、東京医療保健大学ICT授業ツール運用管理基準第2条に定める運用管理責任者に委任することができる。

附 則

この要綱は、2022年9月13日から施行する。